

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

令和4年9月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	安八町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www1.g-reiki.net/anpachi/reiki_honbun/i329RG00000334.html

執行機関名 安八町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例(平成15年安八町条例第8号)による保育料の決定及び減免に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例による保育料の決定及び減免に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 留守家庭児童の生活指導を行うとともに、遊びを通じて自主性、社会性、創造性の向上を図り、もって幼少年の健全育成を図るため、安八町放課後児童クラブを設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例(平成15年条例第8号) 安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例施行規則(平成15年規則第6号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例 第8条
②事務の内容	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	学童保育室の保育料の減額及び免除に係る事実についての認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例施行規則 第10条1項(2)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ハ	安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例 第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 チ	安八町放課後児童クラブの設置等に関する条例施行規則 第10条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施状況